

国民の皆さまへ（お願い）

新型コロナウイルス感染症は、昨年11月以降、再度、全国で拡大の一途をたどっています。国民の皆さまにおかれては、3つの密（密閉・密集・密接）、を避け、不要不急の外出を控えるなど、感染症拡大を防ぐための行動をとっていただいているものと思います。

本日、政府より、新型コロナウイルス感染対策のため、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県を対象に「緊急事態宣言」が再発令されました。期間は令和3年1月8日から2月7日までの1カ月です。

今回発令された緊急事態宣言は、首都圏の1都3県を対象とするものですが、すべての国民の皆さまには、あらためて次の行動をとっていただきますよう、お願いいたします。

- 3つの密（密閉、密集、密接）を避けること
- マスクの着用
- 手洗い、換気、加湿の励行
- 不要不急の外出の自粛

これ以上、新型コロナウイルス感染症を拡大させないよう、国民皆で対策を講じましょう。

薬局では、緊急事態宣言の発令後も、薬局内の感染防止対策をしっかりと行い、皆さまに必要な医薬品の提供に努めてまいります。安心して皆さまの「かかりつけ」の薬剤師・薬局をご利用ください。

令和3年1月7日
日本薬剤師会

薬剤師の方々へ

全国の薬剤師の方々に、あらためてお願い申し上げます。

本日、政府より1都3県（東京、神奈川、埼玉、千葉）を対象とする緊急事態宣言の再発令を受けて、国民の皆さまに向けたメッセージ（お願い）を発出しました。

薬剤師の方々におかれては、地域住民・患者さんへ、あらためて、

- 3つの密（密閉、密集、密接）を避けること
- マスクの着用
- 手洗い、換気、加湿の励行
- 不要不急の外出の自粛

を呼びかけるなど、感染防止のための啓発活動を、これまで以上に積極的に実施していただくようお願いいたします。

薬剤師の本分は、地域における医薬品提供体制の維持と公衆・環境衛生意識の啓発にあることを肝に銘じて、薬剤師自らが地域住民の方々の範となるよう、感染防止に不可欠な上記の行動をとられるよう、あらためて要請いたします。

また、地域住民・患者さんに対する医薬品の提供が滞ることがないように、直ちに薬局内はもとより勤務する薬剤師や他のスタッフの感染防止対策について再点検を実施いただくようお願いいたします。

令和3年1月7日

日本薬剤師会

会長 山本 信夫